

## 瑞穂町新庁舎建設基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施告示

〔平成27年9月3日〕  
告示第 162 号

瑞穂町新庁舎建設基本設計業務委託契約について、建築設計事業者の選定にあたり公募型プロポーザル方式により参加希望者を公募するので、次のとおり告示する。

### 1 業務概要

- (1) 業務名称 瑞穂町新庁舎建設基本設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務
- (3) 履行期限 平成28年6月30日
- (4) 発注者 瑞穂町長 石塚幸右衛門
- (5) 事業計画 瑞穂町新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）及び指定の付属資料による

### 2 公募型プロポーザル方式による委託業務契約の概要

- (1) 実施目的 基本計画（平成27年5月策定）に基づき、新庁舎建設工事に係る基本設計業務を発注するため、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定する。
- (2) 費用負担 プロポーザルに係る資料等の作成にかかる一切の費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (3) 選定審査 設計者選定審査は、瑞穂町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (4) 第1次審査 参加表明書等による書類審査とし、5者程度を選定する。
- (5) 第2次審査 技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、優秀者1者、次点者3者以内を選定する。なお、次点者には優先順位を付す。
- (6) 業務内容 別紙、「瑞穂町新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書」のとおり。
- (7) 業務委託契約
  - ①契約の締結 瑞穂町は、優秀者と特定した者と契約の交渉を行う。ただし、優秀者と特定した者との契約が不調となった場合は、次点者と契約の交渉を行う。
  - ②契約書 契約書の作成を要する。
  - ③契約保証金 契約保証金は免除とする。
  - ④契約金額 契約金額は、31,644,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定する。
- (8) 実施方法、スケジュール、提出様式等  
別添1「瑞穂町新庁舎建設基本設計業務 公募型プロポーザル 実施要領」及び別添2「瑞穂町新庁舎建設基本設計業務 公募型プロポーザル 様式集」のとおり

### 3 参加資格要件等

参加資格要件は、次の（1）、（2）に掲げる全ての条件に該当するものとする。

#### (1) 設計事務所要件

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて瑞穂町に登録があり、「建築設計」の業種名で登録している者。

- ②参加表明書等の提出時において、瑞穂町から指名停止の措置を受けている者でないこと。参加表明書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、瑞穂町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- ③建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ④設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する技術者を5名以上有すること。
- ⑤管理技術者及び主任技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できる者。
- ⑥平成17年4月以降において、延床面積5,000㎡以上の国及び地方公共団体の庁舎施設又は延床面積5,000㎡以上で今回の庁舎の設計に活かせると考えられる民間事務所（主用途を事務所とし、延べ床面積のうち事務所部分が過半を占める複合施設を含む。）の建築設計業務受託実績を有する設計事務所であること。
- ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
  - ア 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者又は瑞穂町における契約に関する特約書第3条各号に該当する者でないこと。

(2) 業務実施上の条件（管理技術者等の要件）

- ①管理技術者及び主任技術者は、一級建築士であること。
- ②管理技術者は、平成17年4月以降に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した延床面積5,000㎡以上の国及び地方公共団体の庁舎施設又は延床面積5,000㎡以上で今回の庁舎の設計に活かせると考えられる民間事務所主用途を事務所とし、延べ床面積のうち事務所部分が過半を占める複合施設を含む。）の設計業務の実施を有するものであること。
- ③管理技術者及び各担当（意匠、構造、積算、電気設備、機械設備）の主任技術者は、それぞれ1名とし、各担当主任技術者を兼任していないこと。ただし、管理技術者が、意匠又は積算の主任技術者を兼任することは可能とする。
- ④電気設備及び機械設備の主任技術者については、どちらかの1名が設計設備一級建築士の資格を有する者であること。

(3) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、応募者及び協力事務所として参加することはできない。

- ①選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）
- ②選定委員が属する企業（大学を除く。）又はその企業と資本面若しくは人事面におい

て関連のある者。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ③選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
  - ④選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者。
  - ⑤他の応募者の協力事務所である者。
  - ⑥協力事務所が瑞穂町から指名停止の措置を受けている場合。
- (4) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
  - ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないもの。
  - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ⑤虚偽の内容が記載されている場合及び既に発表されたものと同一あるいは類似提案又は盗用した疑いがあると選定委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
  - ⑥選定委員へ接触を行った場合。
  - ⑦その他本要領等に違反するなど選定委員が不適格と認めた場合。

#### 4 事務局

瑞穂町 企画部 管財課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335

TEL：042-557-7486（直通）

FAX：042-556-3401

E-mail：kanzai@town.mizuho.tokyo.jp

瑞穂町ホームページ：<http://www.town.mizuho.tokyo.jp>